

令和3年第3回大台町議会定例会

提出議案概要



令和3年9月

報告第 4号 令和2年度健全化判断比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告します。

【内容】

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれの会計も黒字であることから算定されず、数値としてはありません。

実質公債費比率は8.5%、将来負担比率は28.1%であり、4指標ともに早期健全化基準内です。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	8.5 (25.00)	28.1 (350.0)

※ () 内は早期健全化基準の数値です。

報告第 5号 令和2年度資金不足比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告します。

【内容】

水道事業会計及び生活排水処理事業特別会計は、いずれの会計も資金剰余の状態のため、資金不足比率は算定されず、数値としてはありません。いずれの会計も経営健全化基準内です。

会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	— (20.00)
生活排水処理事業特別会計	— (20.00)

※ () 内は経営健全化基準の数値です。

報告第 6号 株式会社フォレスト・ファイターズの経営状況について

報告第 7号 株式会社エム・エス・ピーの経営状況について

報告第 8号 株式会社宮川物産の経営状況について

報告第 9号 株式会社宮川観光振興公社の経営状況について

報告第 10号 道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について

報告第 11号 株式会社奥伊勢ハイウェイパークの経営状況について

【理由】

地方自治法第243条の3第2項の規定により、第三セクターの経営状況を報告します。

【内容】

別冊「出資法人経営状況報告書」をご参照ください。

報告第 12号 教育委員会の事務に関する点検評価報告について

【理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検評価報告を行います。

【内容】

教育委員会が令和2年度に実施した施策等（事務・事業）の点検・評価を行い、報告書を作成し議会へ提出するとともに、公表します。

詳しくは、別冊「令和2年度 教育委員会の事務に関する点検評価報告書」をご覧ください。

**同意第 2号 大台町農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等
又はこれらに準ずる者とするについて**

【理由】

農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により、議会の同意を
求めるものです。

【内容】

農業委員会の委員を町長が任命するにあたっては、認定農業者等が委員の過半
数を占めるようにしなければならないが、区域内の認定農業者の数が委員の定数
の8倍を下回る場合で、かつ委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準
ずる者とするのが困難な場合、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は
これらに準ずる者とするについて議会の同意を得ることによりできるため。

同意第 3号～16号 大台町農業委員会委員の任命について

【理由】

農業委員会の委員の任期が、令和3年9月30日をもって満了となるため、農
業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるもので
す。

【任命者】

氏名 : 次頁「大台町農業委員会委員任命者経歴書」を参照ください。
経歴 : //
任期 : 令和3年10月1日から令和6年9月30日まで（3年）

大台町農業委員会委員任命者経歴書

同意 番号	氏名	生年月日	職業	主な経歴
3	なかお みつる 中尾 満	昭和24年4月13日	農業	農業委員（現在） 柳原区区長 など
4	まつだ のりひさ 松田 典久	昭和37年10月21日	農業	農業委員（現在） 認定農業者（現在） など
5	はまい みほ 濱井 美穂	昭和49年1月16日	農業	農業委員（現在） 認定農業者（現在）
6	なかにし かずひろ 中西 一浩	昭和35年12月6日	農業	農業委員（現在） 認定農業者（現在） など
7	つつい ひろよし 筒井 弘佳	昭和28年1月12日	農業	農業委員（現在） 農業共済損害評価委員（現在）
8	みやじま しゅうじ 宮嶋 修治	昭和23年1月9日	農業	さとこい役員（現在） 長ヶ区区長
9	もりい かずなり 森井 一成	昭和31年5月15日	農業	農業委員（現在） 認定農業者（現在） など
10	かんべ としひろ 神戸 敏宏	昭和31年1月1日	農業	株式会社ダイヘン職員
11	おおたき はじめ 大滝 肇	昭和17年1月26日	農業	農業委員（現在） 滝広区区長 など
12	かどの こういち 門野 浩一	昭和21年7月13日	農業	農業委員（現在） 農業共済損害評価委員（現在）
13	なかえ よしあき 中江 義明	昭和35年6月5日	農業	株式会社三重額縁職員
14	よしだ くにしげ 吉田 國重	昭和24年10月27日	農業	農業共済損害評価委員（現在）
15	まつばやし ひさお 松林 久郎	昭和24年10月29日	農業	小滝区区長
16	おおせ こうじ 大瀬 耕二	昭和11年12月3日	農業	農業委員（現在） 岩井区区長

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【理由】

現在5名の大台町人権擁護委員の内1名の任期が令和3年12月31日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、候補者推薦につき議会の意見を求めるものです。

【内容】

- 氏名 : 栗谷 くりや とおる 徹 氏
- 経歴 : 定例会資料を参照
- 任期 : 令和4年1月1日から令和6年12月31日まで（3年）

認定第 1号	令和2年度大台町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	令和2年度大台町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号	令和2年度大台町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号	令和2年度大台町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号	令和2年度大台町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号	令和2年度大台町水道事業会計決算認定について

【理由】

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大台町一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度大台町水道事業会計の決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

【内容】

令和2年度の全会計の歳入決算額は126億9938万2千円で、前年度と比較して14億4742万円、12.9%の増となりました。

主な増加要因として、一般会計では、特別定額給付費やコロナ対策の財源となる国庫支出金の増、介護保険事業特別会計では、介護サービスの増による介護給付費交付金、介護給付費負担金の増、水道事業会計では、東部浄水場膜ろ過設備改修や企業債償還金の増加に伴う町債、一般会計出資金の増などが規模拡大の要因となっています。

令和2年度の全会計の歳出決算額は126億5491万2千円で、前年度と比較して14億5593万3千円、13.0%の増となりました。

主な増加要因として、一般会計では、特別定額給付金の支給、コロナ対策として実施した地域経済循環対策事業（商品券配布）の皆増、水道事業会計では、東部浄水場膜ろ過設備改修の皆増、企業債償還金の増などが規模拡大の要因となっています。

□会計別決算規模

(単位：千円、%)

会計名称		区分	令和2年度 決算額 A	令和元年度 決算額 B	増減額 C = A - B	増減率 C / B	
一般会計		歳入	8,318,867	7,014,905	1,303,962	18.6	
		歳出	8,144,253	6,817,306	1,326,947	19.5	
特別会計	国民健康保険事業 特別会計	歳入	1,226,252	1,242,375	△16,123	△1.3	
		歳出	1,219,566	1,221,540	△1,974	△0.2	
	介護保険事業 特別会計	歳入	1,755,818	1,726,403	29,415	1.7	
		歳出	1,693,910	1,686,121	7,789	0.5	
	生活排水処理事業 特別会計	歳入	302,777	287,865	14,912	5.2	
		歳出	290,964	282,470	8,494	3.0	
	後期高齢者医療事業 特別会計	歳入	337,667	326,479	11,188	3.4	
		歳出	337,296	326,281	11,015	3.4	
	住宅新築資金等貸付 事業特別会計	歳入	—	972	△972	皆減	
		歳出	—	972	△972	皆減	
	会計 企業	水道事業会計	歳入	758,001	653,935	104,066	15.9
			歳出	968,923	865,261	103,662	12.0
合計		歳入	12,699,382	11,251,962	1,447,420	12.9	
		歳出	12,654,912	11,198,979	1,455,933	13.0	

※水道事業会計は、収益的収支と資本的収支の合計を計上しています

詳しくは「令和2年度決算の概要説明書」をご参照ください。

議案第57号 大台町立宮川中学校屋内運動場吊り天井改修工事請負契約の変更について

【契約の概要】

工事名：国庫補助事業

大台町立宮川中学校屋内運動場吊り天井改修工事

入札日：令和3年5月27日（一般競争入札）

議決日：令和3年6月28日

相手方：株式会社 岡田建設

変更前 51,458,000円

増減 3,727,900円

変更後 55,185,900円

【内容】

当初計画では、吊り天井を撤去したのち、照明や電気設備、その他の落下物を防ぐためのネットを設置する設計としておりますが、天井を撤去したところ、当初の想定よりネット幅が広く必要となることが判明したため、ネット及び設置に伴う作業を追加するものです。

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定では、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

議案第58号 災害時外部給電システム搭載車両売買契約の締結について

【契約の概要】

事業名：災害時外部給電システム搭載車両
入札日：令和3年8月20日（指名競争入札）
契約額：6,944,698円
相手方：有限会社 ハッピーオート
納入期限：令和4年2月28日

【内容】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、災害時などにおいて避難所で停電が発生した際に、電力を供給することができるPHV（プラグインハイブリッド）車両2台を購入するものです。

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定では、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

議案第59号 町道月ノ浦線道路改良工事請負契約の締結について

【契約の概要】

工 事 名：一般単独事業
町道月ノ浦線道路改良工事
入 札 日：令和3年8月30日（一般競争入札）
契 約 額：60,060,000円
相 手 方：橋本建設株式会社
工事期限：令和4年3月25日

【内容】

町道月ノ浦線は、通勤や日進保育園への送迎など、地域住民の生活に密着した生活道路として利用されていますが、道路幅員が狭小で車両の対向等が困難であるため、道路拡幅及び排水路等の改良を行う工事です。

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定では、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

議案第60号 大台町過疎地域持続的発展計画の策定について

【理由】

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で失効となり、令和3年4月1日から新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことから、新法に基づいた「大台町過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【内容】

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5ケ年で、旧法に引き続き、本計画の事業実施にかかる費用の一部は、過疎対策事業債の適用が受けられるなどの財政上の支援を受けることができます。また、本計画は、第2次大台町総合計画後期基本計画に基づき策定していることから、同計画に掲げる長期展望、基本理念等を、地域の持続的発展の基本方針として掲げた内容となっています。

議案第61号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

本町の観光振興施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となる大台町観光振興計画を策定するにあたって、町民の皆様で構成する大台町観光振興計画策定委員会を令和3年度に設置するためです。

【改正内容】

別表第3（第3条関係）に「大台町観光振興計画策定委員会委員」を加える。

【施行期日】

公布の日

議案第62号 大台町過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

【改正理由】

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で失効となり、令和3年4月1日から新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴う改正です。

【改正内容】

固定資産税の特例措置について、新法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を基本とすることを新たに明記した文言改正と用語整理を行うものです。また、固定資産税の課税免除について、従来の業種に加え情報サービス業等を追加するとともに、対象となる設備投資の拡充と取得価格の制限額を引き下げる改正です。

【施行期日】

公布の日

議案第63号 大台町奥伊勢フォレストピア条例の一部改正について

【改正理由】

「奥伊勢フォレストピア森の国工房」の体験工房などの施設利用料金を定めるものです。また、わんぱく広場に新たなキャンプサイトを整備することから、キャンプサイトの利用料金を改正するものです。

【改正内容】

第8条第2項の別表に森の国工房の利用料金を追加、また、わんぱく広場に新たなキャンプサイトを整備することからキャンプサイトの利用料金を1区画1泊7,000円以内から10,000円以内に改正するもの。

【施行期日】

公布の日

議案第64号 令和3年度大台町一般会計補正予算（第5号）

議案第65号 令和3年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和3年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 令和3年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 令和3年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 令和3年度大台町水道事業会計補正予算（第1号）

別冊「令和3年度補正予算説明資料（第3回定例会）」をご参照ください。